

ニュースレター



新春だより

明けましておめでとうございます。

ウクライナでの戦況が毎日報道され、マスクも外せず、明るい話題に事欠く昨今です。人類は太古からお互いに殺戮・戦争を繰り返し、それを防ぐ試みも悉く失敗し、人間の本性に根付いたものという悲観論に組み敷かれています。コロナ禍で対面で話をする機会が減り、相手への理解が進まないことから不安や恐怖が進み、やがて憎悪に至るということもあるのではないかと、思います。コロナが収まっても、メタバース等バーチャルの進展は避けられないものの、膝詰めで相手の呼気を吸いながら、時に一緒に飲食しながら話をするという従来のスタイルが相互理解の最善の途ではないかと考えるのは、アナクロでステレオタイプでしょうか。（池田伸之）

2023年はどんな年になるでしょうか。干支でいえば、うさぎ年。ネット上では情報が錯綜している昨今、鳶の目は遠くのことまで見つめ、兎の耳は些細な音も聞き漏らさないと例えの如く、情報収集能力は高くありがたいものです（鳶目兎耳・えんもくとじ）。



月日は慌ただしく過ぎていきます。中国古代では太陽には烏（うそ）が住み、月には兎が住んでいるとされていました。太陽と月の動きは鳥が飛び兎が走るが如し（烏飛兎走・うひとそう）。計画的な目標を立てて達成したいものです。

歳を重ねて、誰も成長したねとは言ってくれませんが、駿馬（竜文、すぐれた馬）や飛ぶ兎のように今年も成長したい（飛兎竜文・ひとりゅうぶん）と願っている私です。今年もどうぞよろしくお願いします。（池田桂子）

近時の法改正について～法改正への対応は十分ですか～

22年4月 個人情報保護法の改正

利用停止などの請求権の要件緩和、第三者提供記録の開示請求権の創設など本人の権利保護が強化される一方で、漏えい時の報告義務、不適正な利用の禁止など事業者の責務が追加等。

22年4月 育児・介護休業法の改正

男性の育児休業取得を促すための柔軟な育児休業の枠組みの創設、一定規模の事業主に対する育児休業の取得状況の公表義務付け、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和等。

22年6月 公益通報者保護法の改正

内部通報に対応するために必要な体制の整備義務、内部調査に従事する者の情報の刑事罰付きの守秘義務、行政機関等への通報の要件の緩和、法律で保護される通報者・通報の範囲拡大等。

22年10月 プロバイダ責任制限法の改正

SNSにおける中傷等の発信者情報の開示手続を、簡易かつ迅速に行うことができるように新たな手続の創設。また、開示請求を受けた事業者が発信者に対して行う意見照会において、発信者が開示に応じない場合の理由の照会等。

次頁以降で、23年に予定される法改正について2つのテーマについて詳しく解説します。

相談予約方法

下記電話番号にてご予約ください。無料相談会も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

☎ 052-684-6290

受付時間 9:00AM~5:30PM

中小企業における時間外労働割増賃金率 の引上と必要な対策

【小澤尚記・山下陽平】



弁護士山下陽平と弁護士小澤尚記は、ニュースレターの原稿の打ち合わせ中。

山下 ニュースレターのテーマを残業代についての労働法制の改正にしようと思うんだけどどうかな。

小澤 テーマとしていいと思う。中小企業の場合には、いままで月60時間を越える場合に残業代として支払う割増賃金率は25%だった。それが令和5年（2023年）からは50%になるって話だね。

山下 ところで、深夜労働（午後10時から翌午前5時）は25%割り増しされるけど、60時間を越えて深夜労働があった場合はどうなるんだっけ。

小澤 その場合には、深夜割増賃金率25%＋時間外割増賃金率50%の75%の割増賃金率となる。割増賃金は大幅に増加することが考えられるね。

山下 割増賃金の支払いの代わりに、代替としての有給休暇を与えることもできるんだよね（労働基準法37条3項）。労使協定が必要となるけど、有給の付与で代替できれば、労働者の健康にも配慮しつつ、残業代の抑制にもつながるね。

小澤 その場合、時間外・休日労働に関する労使協定（いわゆる36協定）に加えて、代替休暇について労使協定の締結が必要だね（労働基準法37条3項）。その他、就業規則にも明記しておく必要があるね。休暇は就業規則の必要的記載事項だから（労働基準法89条1項）。

山下 そもそも、割増賃金率の50%の変更変更についても、就業規則の割増賃金の条項を変更する必要があるよね。

小澤 そうだね。じつは、平成31年4月以降、働き方改革関連法により

①長時間労働是正のための規制（残業時間の上限規制、1年あたり

5日の年次有給休暇の義務化、労働時間の客観的把握の義務化等）や、

②格差是正のための規制（不合理な待遇差の禁止、差別的取扱いの禁止、

労働者に対する待遇に関する説明義務の強化等）など、多くの制度変更がなされている。

この数年以内に、就業規則や労使協定の見直しをしていない場合には、現状の法制度との関係で不備がある可能性が高い、といえると思う。

山下 そのような場合、私たちのような専門家が労使協定や就業規則の内容をチェックすることでお役立ちができそうだね。そのあたりをニュースレターの×にするよ。



相談予約方法



下記電話番号にてご予約ください。お気軽にご相談ください。

当事務所のホームページには、左のQRコードを読み取ってアクセスして下さい。

☎ 052-684-6290

予約受付時間9:00AM~5:30PM

ニュースレター第30号をお届けします。皆様のお役に立てる情報を提供したいと思いますので、ご意見・ご質問もご遠慮なく、当事務所（メール：info@ikedalawoffice.com、FAX052-684-6291）までお寄せください。

待婚期間の撤廃等の家族法改正

【川瀬裕久・石田美果】



石田 「嫡出推定」の見直しや女性の再婚禁止期間の撤廃などを盛り込んだ、民法の改正案が令和4年10月14日に閣議決定されました。この改正案が国会で成立すると、何が変わるのですか？

川瀬 現在の民法には、離婚から300日以内に生まれた子どもは、前の夫の子どもと推定する規定があります。これが「嫡出推定」の制度です。

この制度によって離婚後に生まれた子どもが前の夫の子どもとして扱われることを避けるため、母親が出生届を出さず、子どもが「無戸籍」になってしまうというケースが社会問題となっていました。

上記改正案が成立すると、離婚後に生まれた子どもでも、母親が再婚していれば、再婚後の夫の子どもと推定され、再婚後の夫の戸籍に入ることになります。

これによって、子どもが「無戸籍」になってしまうケースは、大きく減るものと思われます。



石田 女性の再婚禁止期間の撤廃というのは、どのような改正なのでしょう。

川瀬 現行の民法では、女性は、離婚したときから100日を経過しなければ再婚をすることができません。

現行の民法772条は以下の2つの推定を定めています。

①婚姻成立の日から200日経過後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定する。

②離婚から300日以内に生まれた子は、前の夫の子と推定する。

この規定によると、離婚後すぐに再婚した場合、婚姻成立後200日経過後でかつ離婚から300日以内に子が生まれるというケースが出てきてしまい、そこで生まれた子を前夫、後夫いずれの子と扱うかという問題が生じます。

そこで、こうした重複が生じないように100日の再婚禁止期間を設けていました。

しかしながら、上記の改正案で、離婚後に生まれた子どもを、再婚後の夫の子どもと推定することになるため、再婚禁止期間についても廃止されることになりました。

石田 これまで、女性だけが離婚後すぐの再婚が許されないという規定が、性差別だと批判されることもありましたが、このような不合理な状態が無くなるのは、良いことです。

ただ、今回の改正案でも、母親が再婚をしていない場合には、従前通り、離婚後300日以内に生まれた子は前夫の子と推定されますよね。でも、本当は前夫の子ではないという場合、母親や子としては、どのように対応すれば良いのでしょうか。

川瀬 前夫と子が「本当の親子ではない」と嫡出否認の訴えをすることになります。この「嫡出否認」ですが、現行民法では父親しかすることができません。しかしながら、改正案では、母親と子も「嫡出否認」をすることができるようになります。

石田 これまでご紹介した改正案について、政府は、2022年中の成立を目指しているということですね。このニュースレターがお手元に届く頃には、成立している可能性が高いですね。

川瀬 池田総合法律事務所では、家事事件も多く取り扱っております。お困りのことがありましたら、いつでもご相談ください。

私的絵画百選 ⑮



『 コンパートメントC、列車293 』

エドワード・ホッパー

1882年7月22日生－1967年5月15日没

製作年は1938年

油彩、カンヴァス、50.8cm×45.7cm

IBMコレクション（米国、ニューヨーク州）

列車内でパンフレットを読んでいる女性がひとり。座席に着いても帽子は被ったまま、目深にかぶった帽子の影も気にせず、読み入っています。座席横にはガイドブックなのか、冊子も見えます。車窓からは林の暗くなったシルエットの向こうに、夕焼け雲が見えています。近くには橋が架かり、陽射しが列車に反射したのか土手を照らします。

客車内を緑色の濃淡で描き、落ち着いた雰囲気の中で、女性が読み耽る様子に焦点を当てています。明るい暖色ではありませんが、寒色の冷たい印象を私は受けません。

今どきの列車の旅ならば、女性の掌にはスマートフォン、視線は画面に釘付けでしょう。そうすると、描く対象となるのでしょうか。緑色の濃淡を背景に、背凭れの肩力バーは白色、手元の読み物の紙の白がクローズアップされています。女性の服と帽子は黒色、胸元の衣類の皺や足を組んだ格好からすると、旅の途中で、通勤列車ではなさそうです。女性を見下ろす視線は邪魔をすることなく、通路を行き過ぎるところで見た風景といったところでしょうか。

写生旅行など旅をする画家は多いと思いますが、ホッパーも絵の題材を探す必要があるときは旅に出たようです。

10代に通信教育で美術の勉強をはじめ、その後ニューヨークの美術学校へ。マネやドガの模倣をしながら自分らしいスタイルを確立していったと聞きます。恩師の一人画家のロバート・ヘンライは庶民の肖像画を得意としていました。国吉康雄も学んだ一人です。人生で興味のあることを描く、現代の精神を描くという姿勢は、その頃から培われたように推察します。商業作品の制作やポ

スターの依頼もよく受けたようです。油絵の他にエッチングの作品も多く残しています。

ホッパーは1923年に夏の絵画旅行の合間に出遭った恩師ヘンライの教え子、ジョセフィーンと再会して、その後結婚し、精神的にも安定します。彼女は彼のモデルもよく務めました。穏やかさを感じさせるコンパートメントの乗客のモデルも彼女かもしれません。

このコンパートメントを制作した数年後の1940年には「夜のオフィス」、1942年には「ナイトホークス」商業地の小食堂にいる人々を描いた有名な作品などを描いています。ナイトホークスは夜鷹、夜更かしする人という意味ですが、ニューヨークに住んでいたホッパーは夜のお散歩が好きだったようです。

40歳代初めには既に名声を得ていたホッパーでしたが、自分のキャリアについて苦々しい思いを抱いてもいたようです。胸の内は判りませんが、商業イラストなどをその後やめているところからすると、作風やキャリアのマネジメントにも迷いがあったのかもしれません。

ホッパーは、アメリカを代表する画家として、多くの美術館がその作品を所蔵しています。生前から大規模な回顧展が開催されてもいます。典型的な風景、どこにでもありそうな建物や人達、けれど明らかにホッパー自身の垣間見た生きた現実世界の描写として、息づいています。

「旅する哲学—大人のための旅行術」アラン・ド・ポートンの本（集英社）の中にも、ホッパーの旅は取り上げられています。

（弁護士 池田桂子）